健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　十　月　二十三日

中国四国厚生局長　　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
あいまる眼科　広島本通り	広島市中区本通七―二九アイビービル二階	令和　八・一一・　一
ぎおん脳神経外科　頭痛・めまいクリニック	広島市安佐南区祇園五丁目三番四五号祇園クリニックビルＡＮＮＥＸ三〇一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　十　月　二十三日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
津田歯科医院	広島市中区大手町三―六―一九	令和　八・一〇・　一
かしはら歯科医院	呉市本通三―四―七呉本通三四七　二階	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　十　月　二十三　日

中国四国厚生局長　　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
ププレひまわり薬局　三原城町店	三原市城町二丁目一三―四八	令和　八・一一・　一
コスモス調剤薬局　手城店	福山市南手城町四丁目九番二四号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十三日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
あが中央薬局	呉市阿賀中央六丁目二番一一号あがプラザ二階	令和八・九・二一